

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 第4四半期（平成25年1月～3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		14 1 (タケノコ)	週1回 月1回	80 21	20～25 21
果実類		0	0	0	0
きのこ・山菜類		4	・原木しいたけ 月1回 ・菌床しいたけ ・乾しいたけ ・山菜類 適宜	30	5～20
肉及び卵	牛肉, 馬肉, 豚肉, 鶏肉, 鶏卵	5	週1回(牛肉は 毎日, 馬肉は適 宜)	6,000	44 全市町村
	イノシシ肉	1	適宜	10	1
穀類(大豆)		1	適宜	60※1	4※2
水産物	海産魚種	60～80	週1回	450～600	3 海域
	内水面魚種	8～10	週1回	60～90	霞ヶ浦・北浦 他3水系
その他	茶	1	各茶期1回	18	6
	はちみつ	0	0	0	0
	原乳	1	週1回	39	3
小計		96～118	—	6,768～ 6,948	—
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	週1回	48	
計		106～128	—	6,816～ 6,996	—

※1 1～3月分 総検体数は616

※2 1～3月分 対象は44全市町村

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(茨城県)

茨城県 第4四半期

* 種類	1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)	
1. 野菜類							
A	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)	○	○	○	坂東市ほか9市・・・ホウレンソウ、チンゲンサイ、ミズナ、カキナ	通年	主要産地の市町村から各3点、その他市町村は1点を検査 タケノコは発生状況、出荷状況を踏まえて検査を実施
	その他根菜類(カブ、レンコン、ニンジン、ダイコン等) 多年生の野菜			○	(タケノコ)水戸市ほか40市町村	6～12月 3月～6月	
B	ハーブ類等(ミツバ・ハセリ・セリ等)					通年	主要産地の市町村から各1点を検査
	ジャガイモ サツマイモ					6月～ 通年	
C	結球葉菜類(キャベツ・レタス等)	○	○	○	坂東市ほか7市2町・・・レタス、ハクサイ、キャベツ	9月～	主要産地の市町村から各1点を検査
	花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)					10月	
	果菜類(トマト・キュウリ等)	○	○	○	坂東市ほか12市2町・・・トマト、キュウリ、イチゴ、ピーマン、スイカ	8月～	
	茎菜類(セロリ等)		○		境町・・・セロリ	5月～	
	ネギ属(タマネギ・ネギ・ニラ等) 未成熟豆類(エダマメ等)			○	大子町・・・ネギ	通年 5月～	
2. 果実類							
A	ベリー類(ブルーベリー)					6～9月	50Bq/kg超を検出した市町村(各3点)、その他市町村は1点を検査
	かんきつ類(ミカン・ユズ)					10～11月	
	クリ					8～10月	
	カキ					9～10月	
	ウメ					6月	
	ブドウ					8～9月	
B	キウイフルーツ					10～11月	主要産地の市町村から各1点を検査
	リンゴ ナシ					9～11月 8～9月	
3. きのこと山菜類							
A	原木しいたけ	○	○	○	水戸市ほか27市町村	通年(ハウス) 春秋(露地)	原則として50Bq/kgを超えた検出があった市町村各3点、それ以外の市町村は各1点を検査 (出荷のための生産が行われている市町村を対象) 菌床の交換時期後の発生初期に市町村各1点を検査(生産量が10トン以上ある市町村を対象) 市町村各1点を検査(出荷のための生産が行われている市町村を対象)
	菌床しいたけ			○	結城市ほか8市	通年	
	乾しいたけ			○	主要産地(大子町等)	春秋	
	野生きのこ類					秋	
	山菜類			○		春	
B	菌床まいたけ類・その他野生きのこ類					秋	発生状況、販売状況を踏まえて検査を実施
4. 肉および卵							
A	牛肉	○	○	○		通年	全頭・全戸検査 主要産地の市町村から各3点、それ以外の市町村は各1点を検査
	豚肉	○	○	○		通年	
	イノシシ肉	○	○	○	石岡市	通年(猟期)	
C	鶏肉、鶏卵	○	○	○		通年	本県の出荷・検査方針に基づき実施 県内全域で週2～5点を検査
A	馬肉	○	○	○		通年	出荷実態に合わせて実施
5. 穀類							
A	麦					6～8月	平成23年度で、50Bq/kg超を検出した旧市町村及び隣接旧市町村は全戸調査並の水準で検査、 その他の旧市町村は各3点を目安に検査。 平成23年度で、50Bq/kg超を検出した旧市町村及び隣接旧市町村は全戸調査並の水準で検査、 その他の旧市町村は各3点を目安に検査。
	米					8～9月	
	ソバ					10月～12月	
	大豆	○			販売目的の大豆の作付がある市町村	11～1月	
B	小豆					—	
C	落花生					9月	
6. 水産物							
A	海産魚介類	○	○	○	県内海域(ヒラメ、スズキ、ニホ、シロマル、ヨモカスベ他)	通年	漁業の実態に合わせて実施
	内水面魚介類	○	○	○	霞ヶ浦水系(天然ウナギ、天然シブナ他)、大北川水系(天然ヤマメ)他	通年	
B	海産魚介類	○	○	○	県内海域(カレイ類、ソイマル類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(ウグイ他)	通年	
C	海産魚介類	○	○	○	県内海域(イカ・タコ類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年	
7. その他							
A	茶			○	さしま茶生産市町、大子町	各茶期	出荷制限解除及び解除後の検査 生産する養蜂業者が所在する市町村から各1点を検査
	はちみつ				生産する養蜂業者が所在する市町村	通年	
B	原乳	○	○	○		通年	クーラー・ステーション(常陸太田市、笠間市、常総市)単位で週1回検査
C	生鮮品又は加工品	○	○	○	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流通の県外製造の加工食品(飲料水、牛乳、乳児用食品を中心に)を週1回検査

* A: 100Bq/kg<検出目、 B: 50Bq/kg<検出目、 C: その他の品目